リビングライフグループ主催 ご契約者様だけの特別講座

確定申告講座

贈与申告 ~マイナンバーカード利用有~



LIVING LIFE Co., Ltd.

贈与稅申告(住宅取得資金贈与)

〈注意事項〉

- 住宅ローン控除の申告がある方は住宅ローン控除の申告から行ってください
- 住宅購入に際して直系尊属(父母・祖父母等)から資金の贈与を受けた際に行う確定申告です
- カードリーダーが必要となります
- 贈与を受けた年の翌年3月15日までに行う必要があります
- 契約締結時・消費税率に応じて非課税限度額が変わります

消費税率10%以外の場合		
住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省工ネ等住宅	左記以外の住宅
~平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日~令和2年3月31日	1,200万円	700万円
令和2年4月1日~令和3年3月31日	1,000万円	500万円
令和3年4月1日~令和3年12月31日	800万円	300万円

消費税率10%の場合			
主宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省工ネ等住宅	左記以外の住宅	
平成31年4月1日~令和2年3月31日	3,000万円	2,500万円	
令和2年4月1日~令和3年3月31日	1,500万円	1,000万円	
令和3年4月1日~令和3年12月31日	1,200万円	700万円	

必要書類等一覧 ~贈与申告~

チェック 欄	書類名	取得場所	備考欄
	戸籍謄本	本籍地の役所	贈与者が直系尊属とわかるもの
	贈与を受けた日及び贈与者の生年月日・ 住所のわかるもの		
	贈与を受け取った通帳(写)		名義部分、贈与の確認できる該当ページ
	売買契約書・請負契約書(写)	不動産会社	マンション購入者は売買契約書のみ
	全部事項証明書(土地・建物)(原本)	法務局	所有権移転後のもの マンション購入者は『建物』のみ
	中古住宅で基準の建築年数を超えた場合の証 明書類		該当の場合のみ (耐震基準適合証明書・既存住宅性能評価書・ 既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書等)
	省エネ住宅取得の確認資料		該当の場合のみ (住宅性能証明書、建設住宅性能評価書等)
	令和2年源泉徴収票	勤務先	住宅ローン控除の確定申告をしていない場合
	マイナンバーカード		

確定申告書の入力を始めましょう!

Google	1 国税庁 確定申告書等作成コーナー × ◆ ◆	国税庁のホーム
	Q すべて 国 ニュース ▶ 動画 ■ 画像 ⑦ ショッピング ÷もっと見る 設定 ツール 約 647,000 件 (0.41 秒)	『所得税の確定』
	2 www.nta.go.ip.y.taxes.y.shiraheru.y.shinkoku.y.kakutei ▼ 所得税の確定申告 国税庁 確定申告特集では、申告・納税の期限のほか、申告書の作成・提出の方法や納税の方法など、 確定申告に関する情報を確定申告書等所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決 算書、収支内訳書、確定申告書付表等の様式を提供し 確定申告特集・スマホ×確定申告 スマート申告・確定申告書等・確定申告書の記載例	
	「 確定申告特集 」をクリック	令和2年分 確定申告特集 確定申告特集では、申告・納税の期限の 告に関する情報を紹介しています。 令和2年分 確定申告特集 確定申告特集 確定申告書等の作成もこちらから

C庁のホームページへアクセス インターネットで「国税庁 確定申告書作成コーナー」を検索)
そのの確定申告』をクリック
税庁 NATIONAL TAX AGENCY
ト本文へ) English) 文字拡大・読み上げ) 利用者別に調べる) サイトマップ
ホーム 税の情報・手続・用紙・ 刊行物等・ 法会等・ お知らせ、 国税庁等について・

ム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 所得税の確定申告

税について調べる 0 所得税(個人の確定申告書等) の作成はこちらから) タックスアンサー(よくある) 税の質問) 税の相談 のほか、申告書の作成・提出の方法や納税の方法など、確定申 税目別情報 3 • 路線価図·評価倍率表 災害関連情報 国際税務関係情報 税についての上手な調べ方 や和2年分の確定甲告においてご留意いただきたい事項(PDF/1,521KB) 申告手続・用紙 0

個人事業者の方の確定申告

税の情報・手続・用紙



税務署への提出方法の選択



e-Taxを行う前の確認

<u>トップ画面</u> > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

e-Taxのご利用のための事前準備を行います

▲ ご利用のパソコン環境(OS/ブラウザ)は、マイナンバーカード方式によるe-Taxの推奨バージョンではありません。

推奨環境を確認する方はこちら

事前準備セットアップをご確認ください

事前準備セットアップは確定申告書等作成コーナー及びe-Taxを使用するために必要な環境設定です。

🕕 事前準備セットアップが確認できませんでした。

事前準備セットアップ(拡張機能)がインストールされていないため、事前準備セットアップが確認できませんでした。 最新バージョンの事前準備セットアップ(拡張機能)及び事前準備セットアップが必要となります。 以下のボタンより事前準備セットアップのダウンロードを行い、事前準備セットアップ及び最新バージョンの事前準備セットアップ(拡張 機能)をインストールしてください。

事前準備セットアップファイルのダウンロード

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

os	Windows 8.1 Windows 10
ブラウザ	Internet Explorer 11 Microsoft Edge 86 (※1) Google Chrome 86
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

※1 ChromiumベースのMicrosoft Edgeが対象となります。

WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確認する場合はこちら

お持ちのパソコン環境が e-Taxの利用推奨環境に 該当しているかご確認ください

対応していない場合、 e-Taxの利用が出来ませんので ご注意ください

パソコンの環境が利用推奨環境に 該当していることが確認できたら 赤枠内の **『事前準備セットアップファイル** のダウンロード』をクリック



作成コーナー 事前準備セットアップ	
作成コーナー 事前準備セットアップ - InstallShield Wizard	表示 赤枠
	Г <i>И</i> е
作成コーナー 事前準備セットアップをインストールする前に、すべてのフラワサを終了させる必要があります。 すべてのブラウザを終了させましたか?	⇒ [
	作成コーナー
	1/F/0/4_1
InstallShield	作成二一
実施済みいたべう「キャノセル」	2
	3
	Fritzh-
	InstallShield ·

表示されたブラウザをすべて終了後 赤枠内の『**実施済み(次へ)**』をクリック

『作成コーナー事前準備セットアップ』 **⇒『インストール**』をクリック

作成コーナー 事前準備セットアップでは、以下を実施します。	
1. 信頼済みサイト及びポップアップブロックの許可サイト登録	
2. 作成コーナー用モジュールのインストール	
3. JPK球川用者ソフトのインストール	
「インストール」ボタンを押すと、以上全てのインストールを開始します。	
InstallShield (戻る(B)	1)21-11 ++)211

Google Chrome Microsoft Edgeの場 合





Google Chrome Microsoft Edgeの場合





Internet Explorerの場合

『Internet Explorer』を選択し 『 次へ(N) >』をクリック
『作成コーナー事前準備セットアップの完了』 両面がまー
画面が表示 → 『完了』をクリック
作成コーナー 事前準備セットアップ - InstallShield Wizard 作成コーナー 事前準備セットアップの完了
作成コーナー 事前準備セットアップが全て完了しました。 引き続き、確定申告書等作成コーナーから電子申告をしてください。 確定申告書等作成コーナーのホームページを表示しますか?
 ◎ はい、Internet Explorerで表示します。 ○ いいえ、表示しません。





マイナンバーカード利用者情報入力①



マイナンバーカード利用者情報入力2

※マイナンバーカードはカードリーダーに挿したままで手続きを進めてください※



マイナンバーカード利用者情報入力③

※マイナンバーカードはカードリーダーに挿したままで手続きを進めてください※



マイナンバーカード利用者情報入力④

国税電子申告・納税システム (e-Tax) 受付システム マイナンバーカード情報の確認 氏名等の情報を入力してください。 入力方法の選択 ○ 直接入力する マイナンバーカードから読み取る ■ マイナンバーカード情報 マイナンバーカードの読み取り 氏名漢字 生年月日 住所 性別 表示された内容に誤りがないかご確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンを押してください。

戻る	次 へ

/		
	マイナンバーカードの 読み取りが完了すると	
	『氏名漢字』 『生年月日』 『住所』 『性別』が表示	
	内容に間違いが無いか確認し 『 次へ 』をクリック	

マイナンバーカード利用者情報入力5

20



マイナンバーカード利用者情報入力6



マイナンバーカード利用者情報入力⑦



マイナンバーカード利用者情報入力⑧



マイナンバーカード利用者情報入力内容確認



利用者識別番号確認



事前準備① 贈与税のみの申告の方

	作成する申告書等の選択	
作成する申告書等の選択	<u>トップ画面</u> > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了	
トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了		
	う事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作	『成してください。
事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。	作成する申告書等と年分を選択してください。	
作成する申告書等と年分を選択してください。	令和2年分の申告書等の作成	
令和2年分の申告書等の作成	所得税 決算書・収支内訳書 消費税	騜
過去の年分の申告書等の作成	 所得税の確定申告書を作成 事業所得や不動産所得があ 個人の事業者の方が、消費 る方が、青色申告決算書や 税の確定申告書を作成しま 	 財産の贈与 贈与税の申
	金控除、住宅ローン控除な 収支内訳書を作成します。 す。 ど)。 ・	す。
トップ画面へ戻る		
令和2年分の申告書等の作成の「▼」を	過去の年分の申告書等の作成	
クリックすると表示される		
暗今祝] をクリック	トップ画面へ戻る	
29ページへ		

26

贈与税

財産の贈与を受けた方が、

贈与税の申告書を作成しま

事前準備①-1 住宅ローン控除の申告もされた方



所得税の確定申告書を 作成完了画面を最下部へスクロール **『他の申告書を作成する』**を クリックすることで 所得税の確定申告書のデータを 引き継ぐことが出来ます

事前準備①-2 住宅ローン控除の申告もされた方



事前準備2

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY	
令和2年分 贈与祝の甲告書作成コーナー	
トップ画面 事前準備 申告書等の 作成	申告書等の 終了
贈与税の申告書の作成を開始する前に	
贈与税の申告書の作成を開始する前に	
贈与税の申告書を作成するためには、贈与を受けた財産を評作	曲する必要があります。
- 贈与を受けた財産の評価がお済みの方は、「贈与税の申告書 ださい。	作成開始(贈与税の申告書作成コーナーへ)」ボタンをクリックしてく
※ 作成コーナーを利用して贈与税の申告書を作成することが	できない場合がありますので、事前に <u>ご利用になれない方</u> をご確
D67/CCV'o	
贈与を受けた財産の評価がお済みでない方又は評価方法をご	覧になりたい方は、よくある質問の財産の評価をご覧ください。
なお、贈与を受けた財産が土地(地自か宅地)で <u>路線価方式</u> に 明細書作成コーナーを利用して財産の評価を行うことかできます	より評価を行っ方で、一定の場合に該当する方は、土地等の評価
(贈与税の由告書作成開始)	財産の評価がお済みの方は左のボタンをクリックしてください。
	※ 現金、預合金などの贈与を受けた方や、相続時精算課税制度の適用を 受ける方も左のボタッがクリック、アンデオン。
	土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方は左のボ
(土地等の評価明細書作成開始)	タンをクリックしてください。
(土地等の評価明細書作成コーナーへ))	なお、事前に <u>ご利用になれない方</u> 及び <u>入力に必要な書類</u> をご 確認ください。
『暗ち珆の由生書作は問	<u>н</u>
(店子杭の 中 古 青 作 成 ー	 - / - ・ / 』



事前準備③



住宅取得等資金の非課税制度の申告①

マイナンバーカード	●「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項		
ま課税の適用要件チェック(その1) 当画面の入力例	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人と の契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得 含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を みます。)をしたものですか。	●いいえ ●はい	
※ このチェックは住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相総部特算課税選択の特例における適用要件チェックを兼ねています(下記1 及び下記3の項目1から項目3までについては、除きます。)。	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等 5 の取得を含みます。)又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。) い、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	を つはい ついいえ	
1 平成27年分から令和元年分までの「住宅取得等資金の非課税」の適用有無を選択してください。 【必須】	令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる 状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。		
あなたは、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等 ※今の15課程」の通用を商士主したか	(注)1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有 し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。		()はい」を 選切すると広西巷の
1 資金の使通こついて選択してください。 【必須】	6 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受った住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、今和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。	●はい ●いいえ	入力欄が表示されます
住宅用の家屋の新築若しくは取得をしましたか、又は既に居住している家 の新築又は取得 の 増改築等	3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。) とにからない場合は、この特例の適用を受けることはできません。		
	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物 7 の場合はその専有部分の床面積)は500m以上2400m以上で、かつ、その家屋の床面積の 分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	e oltu ouu	全部事項証明書(建物)を こ確認ください
※ 成に特別の週刊安任に認当することを確認済みの方(1次書に到する税 制 <u>しの指置</u> (の週刊を受ける方を除きます。)は、「特別適用要件確認済と 第一の注意のを小したのでがまし、	● 住宅用の家屋の取得のための金銭の贈与を受けた方		
下の要件の確認を省略し次の画面に進むことができます。	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみチェックしてください。】		
● 「受贈者」に関する事項	取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。		
	① 建築後使用されたことのある住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火強		
	築物の場合は25年以内)に建築されたもの		
	※「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などの 8 ものをいいます。	●はい ●いいえ	
3 のほには、十成21年77から十成20年77までの増生税の甲吉で11年毛球は等等質量の9月6株化。 ●いいえ ●はい の適用を受けたことがありますか。	③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に進合するものとして「耐空 基準適合証明書」などにより証明されたもの		
	④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しない ものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日り後その住宅用の家		
すべての項目にお答えください	600分にはなくすること、してしても一次多速のな利用のごは、にていてみないしたとうの申請 屋の耐震なり移を行うことにつき「建築数のの耐震などの計画の認定申請書」になどの申請 書望に基づいて都道応見知事などに申請移し、令和3年3月15日までにその耐震改修 によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、「耐震基準適 合証月書」などの証明書等により証明がされたもの		
	● 「あなたの居住」に関する事項		
すべての質問で左側の回答に	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していました」 (注)。		
チェックが付かない場合	9 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相	●はい ●いいえ	
住宅取得資金贈与の特例が利用できません	<u>級抗本第1条024第1項第1号に過ける居住無制限納税義務者以は同項第2号</u> に <u>掲げる非居住無制限納税義務者</u> である場合には、「はい」を選んでください。		
	10 あなだは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していないな 合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)。	●はい ●いいえ	
入力完了後『 入力終了(次へ) >』をクリック	< 戻る 入力内容をクリア 入力的	を了(次へ)>	31

住宅取得等資金の非課税制度の申告①

マイナンバーカード 非課税の 適用要件チェック(その2) 当面面の入力例	すべての項目にお答えください
1住宅の種類についての入力 あなたが新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は、省工ネ等住宅に該当しますか? はれ ○ いいえ は初 2契約年月日の入力 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。 近次回 近次回	契約年月日を入力すると 消費税率について 質問が追加されますので もれなくご回答ください 入力完了後 『入力終了(次へ) > 』 をクリック
3所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力	
令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。 (1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した 年月日 (2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した 税務署 (1) 税務署名:	所得税の確定申告を行なっている方は こちらの内容を入力することで 「令和2年分源泉徴収票」の 提出が不要となります
< 戻る 入力内容をクリア 入力終了(次へ)>	

住宅取得等資金の非課税制度の申告③-1



住宅取得等資金の非課税制度の申告③-2(非課税枠内の贈与の場合)



住宅取得等資金の非課税制度の申告④







暦年課税制度申告2



暦年課税制度申告③



暦年課税制度申告④

マイナンバーカード 特別贈与財徒

取得財産の入力(一般の贈与)

当画面の入力例

贈与者名: 山田 雅子

入力内容を確認してください。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与財産の入力結果表

財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
令和2年7月4日	(# T	101 P2
1,000,000円	15 12	H9 Nk
	課税)の財産を	追加する
夏去 入力終了 (次へ) >	1	
	<u>財産を取得した年月日</u> <u>財産の価額</u> 令和2年7月4日 1,000,000円 一般の贈与(暦年	財産を取得した年月日 修正ボタン 令和2年7月4日 修正 1,000,000円 修正 一般の贈与(暦年課税)の財産を

暦年課税制度での入力内容の 確認画面が表示されます 内容を確認後 『入力終了(次へ)>』をクリック ⇒42ページへ

住宅取得等資金の非課税制度の申告③-2(非課税枠超の贈与の場合)



住宅取得等資金の非課税制度の申告③-3(非課税枠超の贈与の場合)





	東江寺共和国主の	<i>"</i> ()						
. . .	内容を確認して	ください。				当画面の入力別		
È	<u>取得等資金の</u> する項目が2つ	<mark>非課題</mark> の通用を受ける場 以上ある場合には、該計	き合は、非課税の財産から 当する項目のいずれか1つ	入力することをお勧めし の入力が終了した時点	よす。 、で、他の項目を選	訳して入力するこ		
て得	きます。 財産の入力が:	全て終了している場合は	、「入力終了(次へ)>」ボ	タンをクリックしてくださ				
E)	収得等資金の月	■課税の適用を受ける!!	産の入力結果表					
	睡与者	住宅取得等资金	非課税の適用を	課税価格に 算入される金額	修正ボケノ	背明会 ボタン		
	20.210	の金額	受ける金額	選択した課税制度 0円				
	山田 和夫	1 0,000,000	円 10,000,000円		(修正)	削除		
					贈与者(非語 受ける財産	#税の適用を)を追加する		
		上の入力結果表	制に表示されている項目以	外を修正する場合	修正(適用要件	5× 11/20)	内容を確	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [
		は右のホタンをク	リックしてください。		ISIL (1875) SALL			
•	の贈与の入力論	告果表					人刀殺	ミ了(次へ) >』を
1	贈与者	 財産区分 年	取得した 取得した財虐 月日 取得した財虐	をの種類 財産の価	額(修正が	マン 削除ボタン	クリック	7
	山田 雅子		2年7月4日 現金、預貯	金等 1,10	0.000円 円 修正			
+		<u>88</u> →81,92			PH			
1								
					<u> </u>			
					贈与者	を追加する		
D	項目を追加入す	りする場合は以下のボタ	いをクリックしてください。					
			~					
	配偶者控 (配偶者控	余の適用を受ける財産 除額最高2,000万円)	配偶者控除の をクリックしてく	<u>)特例</u> (暦年課税)の通 ださい。	用を受ける財産の	入力は左のボタン		
			_					
1	均纳结销等	開始の適用を合ける財産			きのし カロナの ざ	なったない…ない アイ		
	(特別控防	額最高 2.500 万円)		<u>е ил</u> «Ула итара (Улава ја	E-///Jia E 0/4			
			※ 相続時種 項を記載し	算課税の特別控除額は、 た贈与税の申告書を申告	控除を受ける金額な 書の提出期間内に語	にと一定の事 是出した場合		
			に服り控除	することができます。				



マイナンパーカード

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額 の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してくたさい。

	取得した財産の明細 種類/細目/利用区分・銘柄等		財産を取得した年月日 財産の価額
	1月本 25月10年(11月本 22月10年年(11年3月25年		令和2年7月4日
ŧ	"祝金、顶叶金寺/现金、顶叶金寺/曾通顶金 *	1,000,000円	
世野) }		
	e f	-	Щ
皮タ			
	特別贈与財産の他額の含計額	(1)	1,000,00014
			н
I	}		
鑞			н
쮎			
3	→飛騨与財産の価額の含計額	(2)	н
	配偶者控除額	(3)	н
	「「「「「「「」」」」。 「「「「」」」。 「「」」」。 「」」。 「」」。	(4)	1,000,000円
	基礎控除額	(5)	1,100,000円
	(5)の控除後の課税価格	(6)	190
	(6)に対する税額 計算結果の確認	(7)	0 F 1
[:	外国税額の控除額	(8)	н
[医療法人持分税額控除額 控除額の入力	(9)	Р
	岩 税額	(10)	o r t
	- 相法电线管理学会		
	時時時有算課税分の課税価格の合計額	(11)	E
I	国防時精算課税分の差引税額の合計額	(12)	H.

「---相続時諸算課税分

Π.	相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11)	H
"	相読時精算課税分の差引税額の合計額	(12)	<u>ا</u>

一般地等の納税措子、株式等の納税措子、特例株式等の納税措子、医療法人持分納税措子又は事業用資産の納税措子の特例の 通用を受ける方は、対応する欄の「措子税額の入力」ボタンをクリックし、納税措子税額を入力してくたさい。

	課税価格の合計額	(13)	1,000,000円			
	差引税額の合計額	(14)	P0			
	農地等納税指予税額 (調予税額の入力)	(15)	в			
Π	株式等納税措予税額 置予税額の入力	(16)	Ħ			
計	特別株式等約税措予税額	(17)	н			
	医療法人持分納税措予税額		м			
	事業用資産納税猶予税額 今回の納れ	兒額	になります 🛛 🖻			
	申告期限までに納付すべき税額		/ਯ⊟			
(1	住宅取得等資金の非課税の計算結果を見る					
あなたが令和3年3月15日(月)までご的付すべき令和2年分の贈与税額は						
0円 です。						
< 戻る (作成を中断する場合) 入力だ了(次へ)>						
	内容確認後『 入力終了(次へ) >』	を	クリック			

















申告書送信2









-分 贈与税の中吉書作成コーナー トップ画面 事前準備 中告書等の 作成 単告書等の 差信・印刷 終7 終7	
<u>・イナンバーカード</u> 送信票兼送付書等印刷	
<u>マイナンバーカード</u> 送信票兼送付書等印刷	
스럽가지 NCT 등 국내에	
	由生後の確定由生業をご確認の印刷
印刷に当たっての留意事項	
送信票兼送付書等はAdobe Acrobat Readerで表示・印刷しますので、インストールしていない方は、「 <u>推奨環境</u> 」のバージョ	「ロリーメの床住をお願いしより
$\frac{\partial \phi}{\partial y} = \frac{\partial \phi}{\partial x} + $	の別した転車の内にまえ
送信要事送付書等は Δ4サイズの「普通紙」を使用して 白黒マけカラーで片面印刷 してください	「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」「」」「「」」「」」「」」「」」
プリンダをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して送信票兼送付書等の印刷をすることがで ます。	ぶ付して必要 書類を 祝務者へ 送付しま
<u>→プリントサービスの詳細はこちら</u>	
印刷する帳票の選択	
ーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	完了後、『 送信・印刷終了 次へ 』
チェック 項目名 枚数(枚) 容量(KB)	をクリック
図 甲音音等法信意(電法信意) 2 22 図 贈与税の申告書第一表【申告内容確認票】 1 56	
☑ 贈与税の申告書第一表の二【申告内容確認票】 1 52	



●設計 NATIONAL TAX AGENDY 今和2年分 贈与税の申告 トップ画面 終7(確認)	書作成コーナー 記 広ある質問 後 来) 証 ご利用ガイド 事前準備 申告書等の 作成 検 ア	
マイナンバーカード 申告書を送信した	こ後の作業について	
 マイナンバーカー 平成29年(2017年)中: ります。 電子証明書の有効期 更新は有効期限の確認方法 	ドの有効期限にご注意ください にマイナンバーカードを取得された方については、令和3年(2021年)中に電子証明書の有効期限が切れる場合があ 限が切れるとe-Taxをご利用できなくなります。 。月前から可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で、お早めの更新をお願いいたします。 <u>おまこちら</u>	
入力データの保存	 入力データを保存しておくと、来年の甲告書等の作成に利用することができます。 入力データを保存する 	『 入力データを保存する 』をクリックし 作成データの保存お願いします
		保存完了後、ページ下部へスクロール
添付書類の提出準備	 以下の添付書類を準備してください。 (注)イメージデータ(PDF形式)により提出(送信)した書類については、別途郵送等により税務署に提出する必要はありません。 (注宅取得等資金の非課税の適用に必要な書類 詳細は、作成コーナーで印刷した「『住宅取得等資金の非課税』の添付書類のご案内」をご覧ください。 	赤枠の『 終了する 』をクリック 表示画面で『 はい 』をクリックして終了です
他の申告書等を作成する	住所・氏名等の情報を引き継いで所得税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができま	
7). (A) C 241.1	ッ。 作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。	
	他の申告書等を作成する	
前	に戻る終了する	51

確定申告書類提出方法・提出期限

〈注意事項〉

■ 贈与申告用PDF53ページの提出書類と住宅ローン控除も申告をする方は

住宅ローン控除用PDF(単独名義:83ページ・共有名義:86ページ)の

提出書類を管轄の税務署に郵送または持参して提出してください

■ 贈与申告がある方は、2021年2月1日~2021年3月15日までに

提出が必要となりますのでご注意ください

◎税務署へ持参する方は入場整理券が必要ですので、管轄の税務署へご確認ください

提出書類一覧 ~贈与申告~ ※住宅ローン控除がある方は住宅ローン控除申告用PDFもご確認ください

チェック 欄	書類名	取得場所	備考欄
	戸籍謄本(原本)	本籍地の役所	贈与者と受贈者の関係がわかるもの
	全部事項証明書(土地・建物)(原本)	法務局	所有権移転後のもの ※住宅ローン控除と一緒に申告する場合は1部で可 マンション購入者は建物のみ
	売買契約書もしくは請負契約書	不動産会社	※住宅ローン控除と一緒に申告する場合は1部で可 マンション購入者は売買契約書のみ
	令和2年分源泉徴収票		※住宅ローン控除の申告を提出している場合省略可
	中古住宅で基準の建築年数を超えた場合の 証明書類		該当の場合のみ (耐震基準適合証明書・既存住宅性能評価書・ 既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書等)
	省エネ住宅取得の確認資料		該当の場合のみ (住宅性能証明書、建設住宅性能評価書等)
	申告書等送信票(兼送付書)		電子送信後作成した申告書のPDFより出力

お疲れさまでした

ご不明な点等ございましたら

リビングコールセンター 0120-876-132

または

リビングライフ ローン課 ro-n@living-life.co.jp

までご連絡ください

